

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	(仮称) つくば市児童発達支援センター改修事業
事業期間	令和 8 年 1 月～令和 9 年 1 月
概算事業費	約 13 億円
事業目的	春日庁舎を改修し、つくば市児童発達支援センターを整備する。
事業概要	春日庁舎（つくば市春日 1 丁目 8 番地 3 : 4031.54 m ² ）
適用除外とする理由	要綱第 3 条第 1 項第 7 号該当 （理由） 児童発達支援センターは、児童福祉法に規定される障害児通所支援施設として、障害や発達に心配のある児童を対象として、「児童発達支援事業」のほか、「障害児相談支援事業」、「保育所等訪問支援事業」等を行い、地域の発達支援の中核的な役割を担う機関として、国の基本指針（こども家庭庁・厚生労働省告示）により、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とするとされている。（人口 10 万人に対し 1 か所以上） 児童発達支援センター整備に向けたこれまでの経緯は、令和元年 7 月に「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」から提出された、「つくば市児童発達支援センター整備に関する提言」をもとに、春日消防本部跡地に筑波大学が PFI 事業で設置する複合施設に児童発達支援センターを整備する方針で協議を進めてきたが、令和 5 年 8 月に筑波大学が PFI 事業を廃止したため、市独自で建物を整備する方針となり、スケジュールが遅れている。 子育て世代の流入が続く本市にあって、支援を必要とする子ども

	の数は年々増加し、今後もさらに増加していくことが予想される。 （障害児通所支援事業の利用を必要とする児に対する支給決定数 令和元年度：936 件→令和 6 年度：1,728 件、6 年間で倍増） 民間通所支援事業所は近年増加はしているが、個々のニーズに合わせた適切で十分な支援の提供が難しいことが課題となっており、また、日々通所する保育所や幼稚園、学校などに対する発達に関する専門的な支援や相談も、必要とする子どもの増加により充足が難しい状況が今後予想される。 仮に児童発達支援センターの開設ができない、または遅れた場合、支援を必要とする子どもやその家族が適切な発達支援や相談支援を受ける機会が少なくなることが懸念される。また、保育所や幼稚園などの関係機関に対する専門的な助言や援助も不足するため、現場での対応が困難になる可能性が考えられる。これにより、支援が必要な子どもとその家族が抱える課題が長期化や深刻化するリスクが高まる。 そのため、地域の中核的な役割を果たす児童発達支援センターを早期に整備し、高度な専門的発達支援や家族支援を提供するとともに、地域の事業所や通所先の保育所等の関係機関に対し、相談支援や専門的助言を行い、地域全体で連携した支援体制を構築することが必要である。 以上のことから、できる限り早期の供用開始までのスケジュールを考慮すると、大規模事業評価を行う時間的余裕がなく、適用対象除外とするものである。
--	--

【問合せ先】

福祉部障害福祉課
担当 岡田 倉持

(位置図等)

